

回 覧

29佐建第317号

平成28年(2016年)9月12日

住民の皆様へ

長野県佐久建設事務所長

土砂災害防止法に基づく追加基礎調査のための 土地の立ち入りについて (お願い)

日頃より県の建設行政につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

土砂災害から人命を守るため、長野県は軽井沢町において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づく土砂災害警戒区域等を平成27年3月30日付けで指定しました。

この指定は、災害危険箇所において災害防止を緊急に行う必要があるという観点から、主に人家等のある箇所について行ってきましたが、軽井沢町については、宅地が増加している等の理由から、人家等のない箇所についても土砂災害警戒区域等の追加基礎調査を行うこととし、平成28年度から調査を実施しています。

つきましては、下記により引き続き追加基礎調査を行いますので、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、この調査について、疑問な点がありましたら、下記までご連絡をお願いします。

記

1 調査時期 平成29年9月～平成30年3月 午前8時30分～日没まで

2 作業内容 現地で斜面の状況を調査します。場合によっては、ポールやテープなどで測量をする場合があります。

なお、調査員が土地に立ち入る際は、身分証明書を携帯し、お声をかけさせていただきます。またご不明な点があれば説明させていただきます。

3 調査員 長野県が民間に委託した3社の調査員が調査します。

①株式会社タイヨエンジニア 東御市滋野乙1302 担当後藤郁雄 TEL. 0268-62-1700

②株式会社フジ技研 上田市住吉104番1 担当丸山洋一 TEL. 0268-25-1047

③株式会社みすず総合コンサルタント 上田市上田原1073-4 担当井上賢治 TEL. 0268-24-8230

佐久建設事務所 整備課 計画調査係

課長 小林 政広 担当 高橋 郁之

TEL : (0267) 82-8272 FAX : (0267) 82-7400

E-mail : sakuken-seibi@pref.nagano.lg.jp

軽井沢町土砂災害警戒区域等に係る追加基礎調査について

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、暮らしに大きな被害を与えています。また、その一方で新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。

そのような土砂災害から人命を守るため、長野県は軽井沢町における土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく「土砂災害警戒区域等」を平成 27 年 3 月 30 日付けで指定し長野県ホームページにて公表し、軽井沢町はハザードマップを平成 27 年 9 月に全戸配布し、かつ軽井沢町のホームページに掲載することで周知をしたところです。

この指定は、土砂災害の危険箇所において災害防止を緊急に行う必要があるという観点から、主に人家等のある箇所について行ってきましたが、以下の理由から、軽井沢町については、人家等のない箇所についても土砂災害警戒区域等の追加基礎調査を行うこととし、平成 28 年度から調査を実施しています。

- ①軽井沢町は人口増加市町村であること、②人口増加にあわせて宅地が増加していること
- ③山間、山麓において宅地造成や観光開発が予定されている開発区域があること
- ④都市計画区域であること

つきましては、下記により引き続き追加基礎調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 平成 29 年度の追加基礎調査について

調査時期 平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月 午前 8 時 30 分～日没まで
作業内容 現地で斜面の状況を調査します。場合によっては、ポールやテープなどで測量をする場合があります。なお、調査員が土地へ立ち入る際は、身分証明書を携帯し、お声をかけさせていただきます。また、ご不明な点があれば、ご説明させていただきます。

調査員 長野県が民間に委託した会社の調査員が調査を行います。

- ①株式会社タイオンジエナ 東御市滋野乙 1302 担当後藤郁雄 TEL.0268-62-1700
- ②株式会社フジ技研 上田市住吉 104 番 1 担当 丸山洋一 TEL.0268-25-1047
- ③株式会社みすず総合コンサルタント 上田市上田原 1073-4 担当井上賢治 TEL.0268-24-8230

2. 追加基礎調査の調査範囲及び立ち入り箇所

